

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則案」等に対する意見の募集について</p>	<p>令和3年2月18日 刑事局 生活安全局 交通局</p>
----------------------------	---	--

1 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）

- (1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- (5) 古物営業法施行規則（古物営業法）
- (6) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- (7) 確認事務の委託の手續等に関する規則（道路交通法）

(1)、(2)及び(4)から(7)までにおいては、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定め、各法律において同行為を行うおそれのある者であることを認定、許可又は登録の欠格事由としている。また、(3)においては、「暴力的不法行為等」を定め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、同行為に掲げる罪に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしている。

2 改正の内容

次に掲げる罪に当たる行為を上記「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加するほか、所要の規定を整備する。

- (1) 割賦販売法の一部を改正する法律（令和2年法律第64号）による改正後の割賦販売法（昭和36年法律第159号）第53条の2第1号（第35条の2の13第1項に係る部分に限る。）（少額包括信用購入あっせん業の登録申請書に係る記載事項の変更の届出義務違反）の罪
- (2) 刑法（明治40年法律第45号）第246条（詐欺）（第60条の規定が適用される場合に限る。）、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第3条第1項第13号（組織的詐欺）等の罪
- (3) 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第50号。以下「金販法改正法」という。）による改正後の金融サービスの提供に関する法律（平成12年法律第101号）第85条第1号（不正の手段による金融サービス仲介業への登録等）等の罪
- (4) 金販法改正法による改正後の資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第107条第2号（第41条第1項に係る部分）（不正の手段による新たな種別の資金移動業への変更登録）等の罪

3 施行期日

令和3年4月1日（ただし、2(3)及び(4)にあっては、金販法改正法の各関係規定の施行の日）

4 意見提出期間

令和3年2月19日（金）から令和3年3月20日（土）まで

1 概要

令和2年12月24日、兵庫県公安委員会から絆會に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

※ 絆會（主たる事務所：兵庫県、代表する者：金^{きん} 禎^{よしのり}紀、構成員：約230人）

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

絆會は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

○ 威力を利用した資金獲得活動の状況

前回指定の効力発生日以降、同団体の暴力団員は、同団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う恐喝未遂等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。

(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

絆會の幹部の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

絆會は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、指示又は命令できる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている団体である。

1 概要

これまで独立していた捜査員対象と警察庁技官対象の2つのコンテストを統合し、それぞれサイバーセキュリティコンテスト「サイバー捜査部門」、「情報技術解析部門」として実施。

(1) サイバー捜査部門

各都道府県警察の警察職員1チーム3名が、事案の認知から被疑者特定の流れに配意した設問について正答数を競う。今年度は、女性職員1名以上を含む第2チームの参加が可能。予選では64チームが参加（うち17チームが第2チーム）。

(2) 情報技術解析部門

各管区等又は府県（方面）情報技術解析課の警察庁技官が、個人で参加し、デジタル・フォレンジック及びサイバー攻撃対策に関する技術的対処能力を問う設問の正答数を競うもの。予選は全国から58名が参加。

2 開催日

サイバー捜査部門：令和3年2月17日（水）

情報技術解析部門：令和3年2月9日（火）

3 出場所属

(1) サイバー捜査部門（予選成績上位16チーム）

北海道、宮城県、秋田県、山形県、警視庁、茨城県、群馬県、千葉県、神奈川県、長野県、石川県、滋賀県、和歌山県、広島県、愛媛県、宮崎県

(2) 情報技術解析部門（予選成績上位9名）

神奈川県、長野県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、高知県、長崎県、宮崎県

4 開催結果

(1) サイバー捜査部門

優勝：警視庁

第2位：群馬県警察

第3位：神奈川県警察

(2) 情報技術解析部門

優勝：九州管区警察局長崎県情報通信部

第2位：近畿管区警察局和歌山県情報通信部

第3位：近畿管区警察局大阪府情報通信部

1 交通事故死者数及び重傷者数の推移

- 交通事故死者数及び重傷者数は減少。うち高齢者数も減少しているが、全体に占める割合は増加。月別死者数は過去5年と同様の傾向
死者数 2,839人（前年比－376人、－11.7%）
重傷者数 27,774人（前年比－4,251人、－13.3%）
- 状態別死者数では歩行中が減少するも最多
歩行中死者数 1,002人（前年比－174人、－14.8%、構成率 35.3%）

2 令和2年における交通事故死者数等の特徴

- 交通量との関係
 - ・ 重傷者数については、交通量の減少を背景に4・5月の重傷者数が顕著に減少したこともあり、昨年との減少率と比較し大幅に減少
 - ・ 死者数については、高速道路における交通量の減少を背景に、5・6月の高速道路における死者数が顕著に減少したこともあり、減少率が昨年より2.7ポイント上昇
- 歩行者
 - ・ 歩行中死者数及び重傷者数は減少しており、うち事故類型別では、横断歩道以外横断中での減少傾向が大きい。また、法令違反別では、車両側では前方不注意や歩行者妨害、歩行者側では横断方法等の違反や信号無視が多い
 - ・ 高齢者の死者数及び重傷者数はいずれの状態別でも減少しているが、うち歩行中全体に占める高齢者の割合はやや増加傾向にあり、高齢者の歩行中死者数の8割近くが横断中である。また、横断歩行中死者の半数以上に違反あり
- 自転車
 - ・ 自転車関連交通事故死者・重傷者数は減少しているが、対自動車事故のうち半数以上を占める出会い頭衝突事故では、自転車側にも約8割に法令違反がある。また、ヘルメット着用者率は小・中学生に改善傾向がみられるが、全体としては依然として低調
- その他
 - ・ 幼児及び児童の死者・重傷者数はいずれも減少
 - ・ 飲酒運転による死亡事故件数及び重傷事故件数は過去10年で4割以上減少

3 本年の主な取組

- 歩行者の安全確保に向けた交通安全教育や運転者に対する指導取締り
- 自転車の遵法意識の向上に向けた交通安全教育・指導取締りの推進
- 生活道路における安全確保